

与論町木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

平成31年2月15日

与論町告示第8号

改正 令和6年3月25日告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、与論町耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において木造住宅耐震改修工事補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、与論町補助金等交付規則（平成5年与論町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 与論町木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成31年与論町告示第7号。以下「耐震診断補助要綱」という。）第2条第1号に規定する木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断補助要綱第2条第2号に規定する耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 耐震診断補助要綱第2条第3号に規定する者をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断の結果、一般診断法による上部構造評点又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点が1.0未満であったものについて当該評点を1.0以上にし、かつ、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強する工事（これに伴う実施設計及び工事監理を含む。）であって、耐震診断技術者が設計及び監理を行うものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 耐震改修工事を行う木造住宅の居住者又は所有者であること。
- (2) 前号の木造住宅の居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震改修工事の実施について同意していること。
- (3) 町民税等を滞納していないこと。
- (4) 町内業者と耐震改修工事に係る契約を締結し、当該年度の2月末日までに当該工事を完了する見込みであること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - エ アからウまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、耐震改修工事に要する経費（実施設計及び工事監理を含む。）とする。

(補助金の額及び交付回数)

第5条 補助金の額は、交付対象経費総額に相当する額に100分の23を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、木造住宅1棟につき30万円を限度とし、補助金の交付回数は、当該木造住宅1棟につき1回とする。

(耐震改修工事内容の協議)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事に係る契約を施工者と締結する前に町長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。ただし、耐震診断補助要綱に基づく与論町木造住宅耐震診断補助金の交付を受けていない者の場合については、耐震診断技術者が作成した耐震診断の報告書により、その内容について町長と事前に協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、耐震改修工事に係る契約を施工者と締結する前に、木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断補助要綱による診断を受けた者
 - ア 耐震改修工事実施計画書(様式第2号)
 - イ 耐震改修工事に係る見積書の写し
 - ウ 耐震改修工事計画図面
 - エ 同意書(様式第3号)又は町税等に滞納がないことを証する書類
 - オ 耐震改修工事借主(貸主)同意書(借主(貸主)がいる場合)(様式第4号)
 - カ その他町長が必要と認めるもの
- (2) 耐震診断補助要綱による診断を受けていない者
 - ア 前号アからカまでに定める書類
 - イ 付近見取図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
 - ウ 配置図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
 - エ 平面図(延べ床面積の算出が可能である程度のもの)
 - オ 木造住宅の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し(確認通知書、検査済証、登記簿謄本、名寄帳等)
 - カ 耐震診断結果報告書

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書(様式第5号)による当該申請者に通知する。

- 2 前項の場合について、町長は、必要があると認めたときは、条件を付するものとする。
- 3 申請者は、前2項による交付決定を受けた後でなければ、耐震改修工事に係る契約を締結してはならない。

(補助事業の内容の変更)

第9条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、計画変更承認申請書(様式第6号)に、当該変更の内容が確認できる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更を承認したときは、計画変更承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(中間検査等)

第10条 前条の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、耐震改修工事における主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に、耐震改修工事中間検査申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、中間検査を受けなければならない。

- (1) 設計監理業務契約書の写し
- (2) 耐震改修工事請負契約書の写し

(3) 耐震改修図面

(4) その他町長が必要と認めるもの

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、耐震改修工事が適正になされているか、速やかに中間検査を行うものとする。
- 3 町長は、前項の規定による中間検査の結果を、当該補助事業者へ耐震改修工事中間検査結果通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- 4 町長は、中間検査の結果、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指示するものとする。
- 5 前項の規定による指示を受けた補助事業者は、その指示に対する是正について町長の確認を受けなければ、中間検査後の工程に係わる工事を施工してはならない。
- 6 町長は、補助事業者が第4項の規定による指示に従わない場合は、当該補助事業者に対する補助金交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、完了後1か月以内又は当該年度の町長が指定する日のいずれか早い日までに、木造住宅耐震改修工事補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事監理報告書（様式第11号）
- (2) 建築士事務所が発行した領収書の写し
- (3) 耐震改修工事を施工した業者が発行した領収書の写し
- (4) 施工写真
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、耐震改修工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修工事補助金交付確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知する。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、木造住宅耐震改修工事補助金交付請求書（様式第13号）を町長へ提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正な手段により補助金を受けたと認められた場合は、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第16号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。